

情 個 審 第 1 6 号

令和元年12月12日

茨城県公安委員会 御中

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 根本 信義

保有個人情報部分開示決定に対する審査請求について（答申）

令和元年7月11日付け茨城県公安委員会発第158号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「私への説明対応について」と題する文書部分開示決定に係る審査請求事案

（個人情報諮問第96号）

（個人情報答申第90号）

第1 審査会の結論

実施機関が行った部分開示決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報の開示請求

平成30年12月7日、審査請求人は、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、茨城県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して、次に掲げる保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

少年課が、〇〇〇〇がいじめを受けたことに関し、〇〇〇に説明した内容を示す文書すべて。

2 実施機関の決定及び通知

平成30年12月21日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報として、少年課が審査請求人に説明した内容に関する「〇〇〇氏への説明対応について」と題する文書（以下「本件文書」という。）を特定し、別表の「不開示部分」欄に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）について、同表の「不開示理由」欄に掲げる理由により不開示とする保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成30年12月21日付け茨城県警察本部（県セ）指令第304号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成31年3月16日、審査請求人は、実施機関が行った本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、茨城県公安委員会に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書における主張について

ア 本件処分は、審査請求人が特定市立小学校の教諭から交付を受け実施機関に示した書類（以下「添付書類（１）」という。）の真偽に言及している部分について、不開示としたものと推測される。添付書類（１）については、作成した本人に確認すること又は必要があれば指紋照合などにより本人が作成したかを実地検分することが可能であり、適切な方法を講ずることなく真偽を公文書に記載するのは違法である。

イ 本件文書は、審査請求人が補足情報提供書補遺（以下「添付書類（２）」という。）として実施機関に示し捜査を請求したことに対して、実施機関が審査請求人にその取扱いを説明した記録である。添付書類（２）の真偽に一切言及することがなかったのに対し、添付書類（１）の真偽に言及するのは一貫性を欠く。

さらに、実施機関は、刑事訴訟法第 239 条第 2 項の規定に違反している可能性もある。

(2) 反論書における主張について

ア 審査請求人は、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 2 条第 1 項の規定、文部科学省と警察庁の合意に基づく 25 文科初第 246 号文部科学省初等中等教育局長通知及びそれに関連する一連の通達に基づき、詳細な事実情報提供を行ったところであるが、実施機関及び特定警察署の取った対応は不適切である。

イ 審査請求人は、いじめた本人及び学校管理者の責任を問い、実施機関に真実を明らかにすることを求めているのに対し、実施機関は「相談者が真実を語らなくなる」ことを条例第 14 条第 7 号に該当する不開示の理由としているが、論理的に誤りである。

すなわち、真実を語らなくなるのは、加害者及びいじめを放置していた学校管理者である。事実、学校管理者は、特定市教育委員会に平成〇〇年〇月〇〇日付けの虚偽の報告書を提出している。

したがって、論理的に誤った反論である。

ウ 実施機関は、加害者が加害した事実を明らかにすること、学校管理者が適切にいじめを防止することを怠った事実、更には、いじめの事実を隠ぺいした事実を明らかにすることが警察法第 2 条第 1 項の精神にのっとることになる。

第 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、弁明書において主張しているところは、おおむね次のとお

りである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

2 条例第14条第7号該当性について

本件不開示部分は、相談事案に対する警察官の判断内容を記載している。当該部分を開示することにより、警察官の事案対応に関する判断基準が明らかになり、相談者が真実を語らなくなるなど、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としたものである。

3 審査請求人の主張について

審査請求人の上記第3の2（1）ア及びイの主張について、個々に弁明を行うのは、不開示部分の具体的な内容に触れることになるため、逐一説明は行わないが、条例第14条第7号該当性に何ら影響を及ぼさない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分に係る保有個人情報について

本件処分に係る保有個人情報は、本件文書に記載された保有個人情報であると認められる。

審査請求書及び反論書の記載内容から、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めて本件審査請求に及んでいることから、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 条例第14条第7号該当性について

条例第14条第7号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、これを不開示とすることを定めている。

実施機関は、本件不開示部分について、相談事案に対する警察官の判断内容が記載されており、開示することにより、警察官の事案対応に関する判断基準が明らかになり、相談者が真実を語らなくなるなど、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示としたものであると主張している。

当審査会で本件不開示部分を見分したところ、本件不開示部分に記載さ

れている情報は、相談者からの説明、相談者から提示された書類等を踏まえた、相談事案に対する警察官の判断内容であり、警察官の事案対応に関する判断基準が明らかになるとまではいえない。

しかし、相談者等の生命、身体及び財産に迫る危険を正確に把握し、適切な対応をとることが求められるという実施機関の相談業務の性質に鑑みれば、相談事案に対応した警察官の判断内容が相談者に開示されることになれば、相談者の無用な誤解や憶測を招かないよう、当該警察官が報告書に率直な意見を記載することを差し控え、当たり障りのない記載となることが想定される。その結果、相談結果を所属長に報告し、判断を仰ぐという相談報告の役割を果たすことができなくなり、実施機関の行う相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分は条例第14条第7号に該当すると判断する。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、本件不開示部分の開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内容
令和元年7月11日	諮問受理
令和元年9月11日	事案の説明及び検討（令和元年度第2回審査会第二部会）
令和元年11月27日	審査（令和元年度第3回審査会第二部会）

別表

不開示部分	不開示理由	条例 第 14 条 該当号
<p>「〇〇〇氏への説明対応について」と題する文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「新たな書類 2 通の提示・確認」欄の一部 <ul style="list-style-type: none"> ○ 2 ページ目, 上から 3 行目の一部 ○ 2 ページ目, 上から 4 行目 ・ 「警察からの説明」欄の一部 <ul style="list-style-type: none"> ○ 3 ページ目, 下から 1 行目の一部 	<p>当該部分は, 警察の事務又は事業に関する情報であって, 開示することにより, 当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>	<p>第 7 号</p>